

上水道工事施工の注意事項

令和6年4月

小矢部市上下水道課

上水道工事施工の注意事項 目次一覧表

目 次

1. 給水装置工事について

- (1) 工事申込書及び竣工届の提出について----- 1
- (2) 給水装置工事主任技術者について----- 3
- (3) 給水装置工事施工について----- 4
- (4) 給水装置の使用について----- 5
- (5) 給水装置の廃止について----- 5
- (6) 給水装置工事竣工検査について----- 6
- (7) 宅内漏水に伴う水道料金減免申請書の取り扱いについて----- 6
- (8) 給水装置工事に伴う道路使用願い申請等について----- 7

2. 漏水修繕及び鉛管布設替工事について

- (1) 修繕と工事の違いについて----- 8
- (2) 漏水修繕について----- 9
- (3) 鉛管布設替工事について----- 10

3. 配水管布設（替）工事について

- (1) 契約及び書類について----- 11
- (2) 工事施工について----- 12
- (3) 配水管布設（替）工事に伴う道路使用願い申請等について----- 13
- (4) 安全施設等の設置について----- 14

1. 給水装置工事について

給水装置は、小矢部市給水条例及び小矢部市給水条例施行規則により、必要な加入金・メーター使用料・水道使用料をはじめ、使用者や工事施工者の義務、工事の施工方法等について定められており、その運用については以下のとおりです。

(1) 工事申込書及び竣工届の提出について

1) 給水装置は必要水量により決定するものであり、用途や使用人数、給水機器類の数量等を勘案のうえ決定してください。

また、加入金の取扱いや既設住宅での取り扱いについては、以下の表のとおりとなります。

<表-1 給水装置工事申込時におけるメーター口径と加入金の取扱いについて>

	住居	給水装置	サドル口径 ※1	1次側	メーター口径	加入金
1	新築	新設	メーター口径と同じ	メーター口径と同じ	敷地内給水管の最大口径	敷地内給水管の最大口径
2	新築	既設	—	—	敷地内給水管の最大口径	敷地内給水管の最大口径
3	既存	布設替	メーター口径と同じ	メーター口径と同じ	既設メーター口径	なし
4	既存	増口径	メーター口径と同じ	メーター口径と同じ	必要な口径	既設メーター口径との差額を納付
5	既存	減口径	メーター口径と同じ	メーター口径と同じ	必要な口径	元口径の権利は保存、返金はしない
6	既存	新設	メーター口径と同じ	メーター口径と同じ	必要な口径	メーター口径 ※2

※1 サドル口径13mmについて、ダクタイル鋳鉄管へのサドル付分水栓取付における密着コア13mmが無い場合、その分水栓にあたっては20mmの使用を認める。また、配水用ポリエチレン管の場合もサドル口径13mmが無い場合同様とする。

※2 井戸水から上水道への切替え時に限るものとし、事前に協議を要する。

2) 給水の取出し工事を行うにあたり、**口径40mm以上の場合**には、**必要流量の算定資料を事前に提出**していただきます。市において影響調査を実施した後、問題が無ければ**申込書を提出**していただくこととなり、問題がある場合には給水方法について再度ご検討願うこととなるので、**必ず事前に余裕を持って相談願います。**

3) **未提出及び提出の遅延**が後を絶たない状態であり、**工事着手前には「給水装置工事申込書」を、工事完了後には「工事竣工届」を速やかに必ず提出**してください。また、**未提出のまま工事を行う業者**について、改善されない場合は”**指定取消し**”の対象としますので、十分に注意してください。

4) 給水装置の適切な維持管理のための**必須の資料**であるので、**明確かつ容易に理解**できるよう記入してください。なお、以下については特に必要な基本的な記入項目について示しております。

① 工事申込書の**申請者欄、施工業者欄**（施工会社名・社印）、同様に竣工届の**所有者欄、施工者欄**の記載と**押印を忘れず**にお願いします。また、**隣接地の情報**（例

：前面が公道なら”市道”等、側面が個人宅なら”〇〇宅”等）も記入してください。

- ② 竣工届の給水引込状況図及び平面図には、本管及びサドル付分水栓の位置（口径、管種）や埋設深さ、量水器ボックスの位置がわかるように寸法（オフセット）を記入してください。また、隣接地の情報（例：前面が公道なら”市道”等、側面が個人宅なら”〇〇宅”等）も記入してください。

- ・「給水装置工事申込書」及び、「工事竣工届」の様式は小矢部市ホームページよりダウンロードできます。

◎小矢部市役所HPアドレス 『 <http://www.city.oyabe.toyama.jp/> 』

↓
くらし・手続き

↓
上下水道

↓
上下水道（申請書）

↓
各種申請様式のダウンロード

↓
水道給水装置工事申込書・竣工届

(2) 給水装置工事主任技術者について

給水装置主任技術者は、次に掲げる役割を担っております。

- 1) 給水装置工事に関する**技術上の管理**
- 2) 給水装置工事に従事する者の**技術上の指導監督**
- 3) 給水装置工事に係る給水装置の**構造及び材質**が水道法施行令第5条に定める**基準に適合していることの確認**
- 4) 給水装置工事に關し**上下水道課**と次に掲げる**連絡又は調整**を行うこと。
 - ① **配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置に関する連絡調整**
 - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付け口から水道メータまでの工事に係る**工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整**
 - ③ 給水装置工事を**完了した旨の連絡**
給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
 - ④ 給水装置の**使用開始前に管内を洗浄**するとともに、**通水試験、耐圧試験**を行うこと。

以上の職務を誠実に履行していただくこととなります。

(小矢部市指定給水装置工事事業者に関する規程第10条及び補足)

水道法施行令《抜粋》

(給水装置の構造及び材質の基準)

第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 1 配水管への**取付口の位置**は、他の給水装置の取付口から**30cm以上離れている**こと。《給水管の分岐》
- 2 配水管への取付口における**給水管の口径**は、当該給水装置による**水の使用量に比し、著しく過大でない**こと。《分岐口径》
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある**ポンプに直接連結されていない**こと。《増圧給水設備の設置》
- 4 水圧、土圧その他の荷重に対して**十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがない**ものであること。《耐久性能》
- 5 **凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられている**こと。《凍結、破壊、浸食防止》
- 6 **当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていない**こと。《クロスコネクション防止》
- 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、**水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられている**こと。《逆流防止》

(3) 給水装置工事施工について

- 1) 量水器ボックスの位置は、検針しやすい場所に設置してください。
(家の玄関口や軒先等になるべく設置する。扉や仕切られた建物の中や雪の多く積もる箇所は避けること。)
- 2) 給水材料（配水管から量水器（以下「メータ」という。）まで）は**小矢部市の標準材料（小矢部市上下水道課配管図参照）**を使用してください。
- 3) **量水器ボックス内への土砂流入防止のため、土留板等を設置し流入防止措置**をとってください。
- 4) サドル付分水栓から量水器ボックス内部までの間については、ポイントマーカーに替えて**ロケティングワイヤーを設置**してください。また、埋設表示テープ、防食フィルム等も必ず設置してください。
- 5) **増改築等で給水工事施工終了後、すぐに生活用に使用する場合**
写真の提出をもって検査とする場合もあるため、その際には、以下の写真を提出してください。
 - ① サドル付分水栓からメータまでの工事の場合（新設、口径変更等）
公道部の布設状況及び水圧検査（1.75Mpa、1分間）状況、量水器ボックス及び止水栓、舗装状況について写真を提出してください。

※公道部掘削のため早期に埋戻しを実施されているところですが、そのことから水圧検査を実施していない工事が多く見受けられます。**埋戻し前に必ず水圧検査を実施**してください。

- ② メータから宅内配管分の工事の場合
量水器ボックス内部、**宅内部の屋外布設状況及び宅内配管水圧検査（1.75Mpa、1分間）状況、給水器具吐出洗管確認状況**について写真を提出してください。
ただし、水圧検査については、既設配管との接続がある場合は、接続部にバルブ等を設置し検査を行ってください。

※①と②が同時の場合は、両方の写真を提出してください。

6) **新設で仮水栓柱（建築工事等に使用）を設置する場合**

工事中間での検査を行います。その際には、原則埋戻し前の検査ないし5) ①と同様に写真を提出してください。また、検査手数料は竣工時（宅内配管完了時）のみ徴収しますので、中間の検査には手数料を徴収しません。

※ただし、1次側を含まない**2次側のみの場合**で、仮設として水栓柱1本程度の一時的な使用の中間検査については、**写真（現場状況、水圧試験）添付による書類検査**とする。

(4) 給水装置の使用について

- 1) 口径変更の場合は、旧メータの「給水装置使用（中止）届」と、新メータの「給水装置使用（開始）届」が必要になります。
- 2) 名義変更は、毎月21日付けでの変更となり、死亡等による異動が対象となりますので、基本的には旧使用者の方は「中止届」、新使用者の方は「開始届」を提出してください。

※「給水装置使用届の様式は、”（1）工事申込書及び竣工届の提出について”と同様に市役所のホームページから様式がダウンロードできます。」

(5) 給水装置の廃止について

- 1) 給水装置の廃止の場合は、サドル付分水栓で止水（キャップ止め）を行ってください。（給水管の途中での閉止は廃止ではありません）又、サドル付分水栓で止水した写真を添付してください。

1 建物1給水が原則なため、市街地において隣家敷地を購入し、1敷地として使用する場合、同一敷地内に建物を建てる可能性があればどちらかの給水を廃止する必要はありません。

なお、このような場合には、それぞれ給水の権利を有しているため、増口径の際には加入金を差し引くことができますが、その時は片方の給水管を廃止する必要があります。増口径しない場合には権利は保存されたままです。

また、この際の鉛給水管布設替事業の実施ができるかどうか、一度上下水道課へお問い合わせください。

- 2) 給水装置の中止の場合でメータを取外した時は、1次側2次側ともにプラグで管を塞いで下さい。なお、プラグ及び工具は市で保管しておりますので、事前にお問い合わせのうえ上下水道課まで取りに来てください。
- 3) メータ閉栓は、逆止弁付伸縮ボール止水栓（以下「逆ボ止水栓」という。）の場合は蝶ハンドルを外しハンドルキャップをしてください。
- 4) 工事完了後には工事竣工届と同時に「給水装置使用（廃止）届」を速やかに提出してください。

(6) 給水装置工事竣工検査について

- ・給水装置工事竣工後（竣工届提出後又は給水使用前）、現地検査を行います。
- ・新築の場合は給水使用前に検査を実施し、水圧検査を行います。

◎ **検査日は、毎週火曜日又は木曜日の各午前中**とします。

検査申し込みは、前日（月曜日又は水曜日）の午前中までに、
小矢部市上下水道課に連絡してください。

（ TEL 67-1760 内線 768,769 ）

（ FAX 67-6119 ）

- ・検査の時間は、前日の午後に申込者に電話連絡します。

1) 検査内容は以下のとおりです。

- ① 量水器ボックス位置
- ② 給水材料の設置状況
- ③ ロケーティングワイヤー設置状況
- ④ 舗装復旧状況
- ⑤ 水圧検査（1.75Mpa、1分間）※検査開始前に準備をお願いします。
- ⑥ 誤接合（クロスコネクション）※井戸水からの切替え等の場合
- ⑦ 給水器具吐出（洗管状況）
- ⑧ 竣工図照合

(7) 宅内漏水に伴う水道料金減免申請書の取扱いについて

- 1) 給水装置の管理につきましては水道使用者等に責任があるものの、発見することが困難な地下、壁の中、床下等の**不可視部分での漏水が減免の対象**となります。また、その漏水修繕は市指定給水装置工事事業者となります。
- 2) 水道料金減免申請書には、修繕工事施工証明書欄への記入のほか、**修繕箇所の写真等を添付**してください。
- 3) 減免については、**漏水したと認められる量（通常の使用量を超えた量）の1/2相当額**となります。ただし、その月の使用水量（漏水量も含む）が10m³ 以内の場合は、対象となりません。

※「水道料金減免申請書の様式は、”（1）工事申込書及び竣工届の提出について”と同様に市役所のホームページから様式がダウンロードできます。」

(8) 給水装置工事に伴う道路使用願い申請等について

工事に適用される法律上の手続きを、次のとおり迅速に行ってください。

1) 【県道、国道の場合】

- ①道路使用願い：施工業者から警察へ申請する。
- ②道路占用申請：資料は施工業者が作成する。(2部) **県への申請は市が行います。**
- ③道路掘削許可：資料は施工業者が作成する。(2部) **県への申請は市が行います。**
- ④通行制限申請：資料は施工業者が作成する。(5部、道路使用願い写し添付)
県への申請は市から行います。

※②③は同時申請とする。**道路管理者許可日まで約10日間程度必要である。**

2) 【市道の場合】

- ①道路使用願い：施工業者から警察へ申請する。
- ②道路占用申請：資料は施工業者が作成する。(2部)
市建設課への申請は市上下水道課が行います。
- ②道路掘削許可：施工業者が資料を作成し、市建設課へ申請する。
- ③通行制限申請：施工業者が資料を作成し、市建設課へ申請する。
(道路使用願い写し添付)

※**道路管理者許可日まで約7日間程度必要である。**

2. 漏水修繕及び鉛管布設替工事について

(1) 修繕と工事の違いについて

給水装置における管理上の責任は、給水装置の所有者（以下「お客さま（水道使用者）」という。）に管理義務があります。よって、漏水等による修繕を要するときはその費用をお客さまが負担していただくことになります。（小矢部市水道事業給水条例第18条）

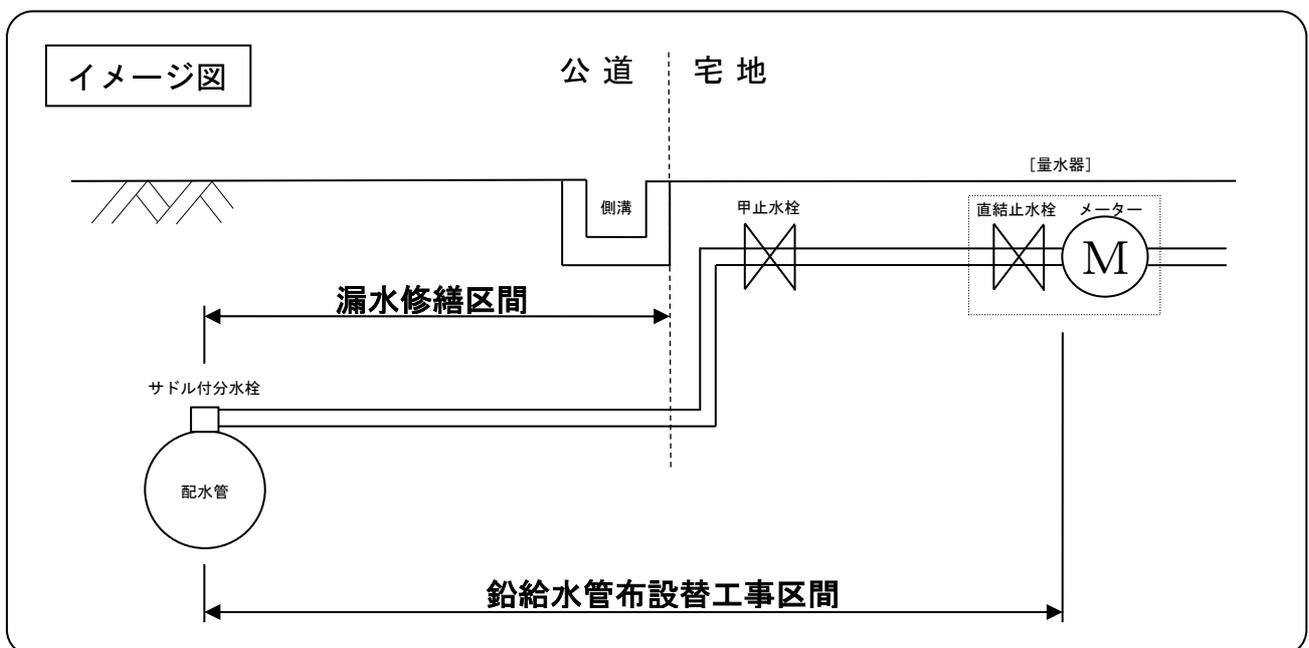
ただし、公道部分における施設（給水装置）の維持管理は市が行う。（小矢部市水道事業給水条例施行規程第15条）とあるように、公共福祉の観点からも公道部分における漏水等による修繕を要するときはその費用を市が負担する場合があります。

また、平成16年度より鉛管布設替を伴う修繕の取り扱いを変更し、**本管サドル分水栓から量水器ボックスのメータまでの間、全ての鉛管を取り替える鉛給水管布設替工事**として取り扱っております。なお、**この工事に限り宅地部分における給水装置の工事も含めてその費用を市が負担**しております。

以上より、**公道部分における漏水等**で、すでに鉛管布設替の終了しているものや、本管サドル付分水栓から量水器ボックスのメータまでの間の**一部のみの施工で鉛管が残る場合は、漏水修繕**とし、**それら以外の存置する鉛管全てを取り替える場合は、鉛管布設替工事**として費用を市が負担することとなります。（修繕区間と工事区間の断面例参照）

また、**宅地部分における漏水等**については、お客さまの管理義務に基づき、修繕を要するときはその費用をお客さまが負担していただくことになります。

【修繕区間と工事区間の断面例】



※「鉛管布設替工事とは」

厚生労働省による平成15年4月の「鉛の水道水質基準」「給水装置の鉛の侵出に係わる基準」の改定を受け、市で実施している事業をいう。

(2) 漏水修繕について

1) 修繕写真について

- ① **着工前、施工中、完成、及び場所が推定できるように、現場全体の遠景を撮影**してください。
- ② 配水管の埋設位置（道路端からの位置）、埋設深さがわかる写真を撮影してください。

2) 修繕契約手続きについて

- ① 「20万円未満」
 - ・施工完了後、**写真、請求書を提出**してください。
- ② 「20万円以上50万円未満」
 - ・見積書（3社以上）を徴収します。**請書を提出し、施工完了後、写真、請求書を提出**してください。

3) 出来高数量表の記入について

- ① 単位の記入に際しては、下記のとおり統一をお願いします。

生コン、砕石、山砂・・・・・・・・m³ (tではない)

アスファルト合材・・・・・・・・t (m³ではない)

残土処理・処分費・・・・・・・・m³ (tではない)

なお、各材料における単位体積重量は次のとおりとします。

生コン・・・・・・・・2.35 t/m³ (廃材処理も同様)

アスファルト・・・・・・・・2.35 t/m³ (")

砕石・・・・・・・・1.9 t/m³

土砂(山砂含む)・・・・・・・・1.8 t/m³

使用した材料を請求書に記載するときは、上記の値を用いて数量を換算してください。

- ② 数値基準は、少数第1位止め（第2位四捨五入）とします。

(労務、機械運転時間など徹底願います。)

- ③ 単価の記入について

・市の単価表等に無い材料を使用の場合は、カタログ価格等から算定しますので単価の根拠となるカタログや価格表を提出してください。

4) 請求書の提出について

- ① **請求書の提出については修繕完了後、2週間以内に必ず提出**してください。

(3) 鉛管布設替工事について

1) 工事申込書及び工事竣工届の提出について

- ① **給水装置工事の手続きと同様に提出**してください。

・申込書は、特記事項：給水装置の寄付について(鉛給水管布設替え事業)に申請者の記名及び押印をお願いします。
なお、この欄は鉛管布設替工事のみ適用としますので通常の給水装置工事申込には使用しないでください。

2) 工事契約手続きについて

- ① 「20万円未満」

・見積書(3社以上)を徴収します、**請書を提出**(20万円未満ですが必要)、**施工完了後、写真、請求書を提出**してください。

- ② 「20万円以上50万円未満」

・見積書(3社以上)を徴収します、**請書を提出**、提出書類は50万円以上と同様ですが、施工完了後の提出は**完成届、写真、請求書のみ**となります。**完成検査の立会は不要**です。

- ③ 「50万円以上」

・**通常工事と同様の手続き**となります。

※工事で使用する書類(着工届、使用資材届等)は必要となります。

3) 施工における留意点

- ① 平成18年度からメータ2次側のフレキシブル継手管等材料代は、お客さま負担(ただし、布設手間は市で負担)としております。

- ② 工事区間の出来高が集計できるように留意してください。

- ③ 取り外した鉛管(漏水箇所部を含め)の写真を、必ず撮影してください。

- ④ 配水管の埋設位置(道路端からの位置)、埋設深さ、延長がわかる写真を撮影してください。

3. 配水管布設（替）工事について

（1）契約及び書類について

1) 契約時提出書類について

① **飲酒運転撲滅誓約書**が追加となりました。

2) 工事契約後の提出物について

① 工事着工届（契約後7日以内）

添付書類 現場代理人・・・社員証
主任技術者・・・社員証及び資格者証の写し

② 現場代理人兼務届（契約後7日以内）

③ 使用資材届（材料の使用前）

④ 施工計画書（**工事着手前**、変更契約後、**出来高率が10%以上変更となる場合**）
（請負代金200万円以上）

※**変更契約を行った場合**は、着工届、施工計画書について**赤黒対象で作成し提出**する。

（**変更前：赤 変更後：黒** で表示）

⑤ 下請負届（下請金額に関わらず）（下請契約後7日以内）

⑥ 退職金制度届出書（契約後30日以内）

・「建設工事等で使用する書類一覧」は小矢部市ホームページよりダウンロードできます。

◎小矢部市役所HPアドレス 『 <http://www.city.oyabe.toyama.jp/> 』

↓

産業・ビジネス

↓

工事

↓

建設工事等で使用する書類一覧

3) 検査書類について

必要書類については、契約時にチェックリストを配布するので、これに基づき確認を行ったうえで完成書類を作成、提出してください。

また、この**チェックリストは完成書類提出時に、鏡として提出**してください。

4) 工事段階確認について

① **事前に連絡してください。**（当日連絡があっても行けない場合が多いため）

② **段階確認終了後、遅滞なく確認写真を1部提出**してください。（材料検査も同様）（完成届提出時には、これらの写真の提出は省略してもよい）

5) 工事写真について

- ① 全景又は代表部分及び主要工種の状況を工事段階に合わせて撮影してください。
直線部及び曲管部、分岐部、仕切弁（以下「バルブ」という。）等の写真を撮ること。
- ② 布設位置がわかるように全景写真と拡大写真を撮影してください。
- ③ 着工前及び完成写真（起終点及び代表部分を同一位置、方向から対比）
起点・終点は旗揚げ（ポール）を立てて撮影すること。
- ④ **極力目印となる物（建物、道路構造物等）を含めて撮影してください。**

・補償工事（工事名に「〇〇に伴う」と表示されている工事）については、**完成図書1部のほかに工事写真を2部（写真帳のみで綴じたもの、両面刷りカラーコピー）提出してください。**

6) 出来形管理図について

- ① バルブの位置をオフセット（3点以上）で明示すること。（制水弁台帳の提出）
- ② 布設状況写真の位置を管理図に明示し、断面の管理図と写真が一致すること。
- ③ ポイントマーカー設置位置を明示した管理図を作成すること。
ポイントマーカー設置については、配管の曲管部やT字管には確実に設置する。
なお、直管部については、管接続部に2箇所に1個の間隔で設置すること。

(2) 工事施工について

1) 管布設方向の確認をすること

配水管布設に当たり、管布設方向（受口の向き）がどちらになるのか、確認してから工事を施工してください。（思いこみにより逆接となっている事例が見受けられます。）

2) 異形管と継ぎ輪について

異形管と継ぎ輪との直接接合は避けてください。ゴム輪が直部からはずれ漏水の原因となります。

3) 水圧検査について

配水管の水圧検査は、以下の規定時間内水圧低下（異常）がないかを確認します。

- ① 0.75Mpa、10分間（塩ビ管、配ポリ管、バルブ等）
- ② 1.00Mpa、10分間（ダクタイトル鉄管等）

4) 配水管布設替えに伴う給水管について

- ① **増口径について必ず聞取り調査**のこと。その際には、**加入金の差額料金分及び、メーター使用料変更等の負担**について、**お客さまへ説明**してください。
- ④ **メータ閉栓**は、逆ボ止水栓の**蝶ハンドルを外しハンドルキャップ**をしてください。
- ③ **工事完成時には、給水装置工事申込書及び工事竣工届を必ず提出**してください。

5) ダクタイトル鑄鉄管及び配水管用ポリエチレン管による配水管布設工事については、完成時にチェックシート原稿を提出してください。

6) 埋戻し及び路盤工、表層工の実施にあたっては、以下の基準に従って施工してください。

・路体・路床、路盤のまきだし転圧の厚さ管理及び現場密度試験について

工種	密度試験頻度	現場密度	まきだし厚さ
路体工	1000m ³ につき1回	85%以上	15cmまで
路床工	500m ³ につき1回	90%以上	15cmまで
下層路盤工	1000m ² につき1回※1	97%以上※2	15cmまで
上層路盤工	1000m ² につき1回※1	96.5%以上※2	15cmまで
表層工	1000m ² につき1回	96.5%以上※3	7cmまで

※1 路盤の密度試験については、100m²未満の工事については監督員の指示がある場合を除き省略できる。(配水管工事の場合はすべて対象とする。)

※2 箇所数が3箇所以下の場合。歩道路盤は93%以上。

※3 歩道は94%以上。

(3) 配水管布設(替)等工事に伴う道路使用願い申請等について

工事に適用される法律上の手続きを、次のとおり迅速に行ってください。

【県道、国道の場合】

①道路使用願い：施工業者から警察へ申請する。

②通行制限申請：資料は施工業者が作成する。(5部、道路使用願い写し添付)
県への申請は市から行います。

※道路管理者の許可日まで約10日間程度必要である。

1) 県道における配水管埋設深さについて

配水管埋設深については、平成16年度より1.2mであったものを1.0mに変更し、県土木事務所から、配水管に存在する凸部(ソケット部、サドル分水栓)の深さにおいて1.0mを確保するよう指導があったため、H23年度より、県道・国道における埋設深さは管上で1.2mに変更したところではありますが、占用関係機関より、下表のとおり指導がありましたので、今後は、この表に従って施工します。

・水道管の埋設深度

区分		埋設深度	
車道	本線	T < 1,000 (旧L、A、B交通) T ≥ 1,000 (旧C、D交通)	1.0m以下としない。 1.2m以下としない。
	本線以外		
歩道	本線	0.6m以下としない。	
	本線以外		

2) 占用許可工事について

- ・ 占用許可工事証の掲示について

占用許可工事証を現場内に必ず掲示してください。

- ・ 保安施設の設置

通行制限申請書に記載した内容の保安施設を、必ず設置してください。

- ・ 施工写真、試験成績書の提出

国道・県道における水道工事については、県土木の占用許可を受けた上で工事しています。その許可条件として、次の事項が明記されるようになりました。

- ・ まきだし転圧の写真の提出（各層毎）
- ・ 現場密度試験の実施（路体・路床・路盤）

国道、県道で工事を行う場合は、必ず許可条件に従った施工を行うと共に、試験記録、写真の提出をお願いします。（給水工事も同様です。）

【市道の場合】

①道路使用願：施工業者から警察へ申請する。

②通行制限申請：施工業者が資料を作成し、市建設課へ申請する。

（道路使用願い写し添付）

※道路管理者の許可日まで約7日間程度必要である。

（4）安全施設の設置について

工事看板やバリケード、誘導員や信号機などの仮設については、工事の安全確保に重要な役割を担っており、万一にも不備があってはならないため、以下のことに留意し適正な配置を行ってください。

- ① 予告看板や規制表示板、誘導員等の配置は適正か。
- ② 通行者に対して見やすく配置されているか。
- ③ 見通しの妨げとなっていないか。
- ④ 業者名が入っているか。
- ⑤ 迂回路表示看板の方向は適正か。

近接して複数の工事が行われる場合には、通行者が個々の交通規制に従った結果、通行止めに行き当たることなどが無いよう、十分に業者間で調整を行こと。

- ⑥ 夜間におけるバリケード等の配置に不備がないか。（人が入り込む隙間。）
- ⑦ 夜間チューブライトや投光器によりわかりやすくされているか。

工事区間に一般通行者が進入しないよう配置し、万一にも転落事故などが起きないように注意すること。